

民法改正（保証）

保証の規定に関する民法の改正点について、実務上特に重要である、①個人根保証契約、②事業用融資における第三者保証の制限、③保証人に対する各種の情報提供義務に分けてご説明します。

1、個人根保証契約（民法465条の2から4）

根保証契約の保証人が負う責任の範囲を金額的な面から画することにより、保証人に自らの負担の上限に対する予測可能性を与えるべきこと、及び契約締結後に著しい事情変更が生じた場合に、その責任の拡大を防止すべきことから、貸金等根保証契約に限定して規定されていた旧民法465条の2（極度額の設定）、同条の4（元本確定事由）、及び同条の5（求償権の個人保証）を、貸金等根保証契約以外の個人根保証契約全般に拡大させました。他方で、旧民法465条の3（貸金等根保証契約の元本確定期日）に関しては、個人保証契約全般について拡大することは、見送られました。

（2）実務への影響

民法465条の2により、貸金等根保証契約以外の個人根保証契約に対しても極度額の設定が義務付けられることとなったことから、例えば、建物賃貸借契約における賃料債務等を担保するために個人と連帯保証契約を締結するような場合においても、連帯保証契約書等に連帯保証人の負担する主たる債務の極度額についての条項を設けなければ、同条2項により、当該連帯保証契約は無効となりますので、注意が必要です（なお、これらの規定は、附則（平成29年6月2日法律第44号）21条1項により、改正民法施行日後に締結された保証契約に対してのみ適用があります）。

2、事業用融資における第三者保証の制限（民法465条の6、9）

（1）改正の趣旨

民法465条の6の趣旨は、個人的な情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ生活の破綻に追い込まれるといった事例が多発したことを受けて、事業経営に直接関係しない個人が保証を行う場合に、その保証意思が真意に基づく自発的なものかを公正証書作成の過程をとおして慎重に確認させることにより、保証人を保護することにあります。したがって、事業経営と関係のある経営者及びこれに準ずる者は、上記趣旨が妥当しないため、同条の適用は排除されます（民法465条の9）。

（2）実務への影響

事業用融資における第三者保証の場合、保証人の公正証書による意思表示がないかぎり契約は無効となると、債権者は、公正証書の確認及び保管をする必要があります。また、

事業用融資でなければ公正証書は不要ですが、真実は事業用融資であるにもかかわらず主債務者から事業用融資ではないと保証人に説明している場合がありますので、債権者としては、主債務者への融資の用途が何であるかを慎重に確認する必要があります。

3、保証人に対する各種の情報提供義務（民法465条の10、458条の2及び3）

（1）改正の趣旨

民法465条の10は、主債務者が保証人に事業性を有する債務の保証を委託する際に、主債務者が保証人になろうとする者に対し情報提供する義務を、民法458条の2は保証契約成立後における債権者の保証人に対する主債務の履行状況に関する情報提供義務を、同条の3は、主債務者が期限の利益を喪失した際に、債権者がその旨を保証人に通知する義務を、それぞれ定めたものです。いずれの規定も、主債務者ないし債権者に、保証人に対する十分な情報提供をさせることで、保証人が想定外かつ多額の負担を被ることを防止するためのものであるといえます。

（2）実務への影響

民法465条の10について、債権者は、保証人から、主債務者の情報提供義務懈怠の事実につき「知り又は知り知ることができたとき」まで、保証契約の取消しを主張されるおそれがあることから、保証契約を締結する際に、保証人に対して、主債務者から同条記載の説明を受けたかを確認することが望ましいといえます。また、民法458条の3について、債権者は、主債務者の期限の利益の喪失を「知ったときから2箇月以内」に保証人に通知すればよいとされていますが、逆に、期間内通知を怠ったときは、債権者は、期限の利益喪失時から通知を現にするまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を、保証人に対して請求することができなくなるため、注意が必要です。